

同意事項

- 1 事業利用の承認を受けた場合は、承認通知書に記載された保管受付期間内に、承認通知書とともにストーマ装具を保管場所に持参します。
- 2 ストーマ装具は、次に掲げる要件を満たす容器 1 個に収納して持参します。
 - (1) 外形はおおむね横 35 センチメートル、縦 25 センチメートル、厚さ 6 センチメートル以内であること。
 - (2) プラスチックその他の耐久性を有し、かつ軽量の素材で作られていること。
 - (3) 表面に申請者の氏名、住所及び連絡先の電話番号が記されていること。
 - (4) ストーマ装具以外の物が収納されていないこと。
- 3 ストーマ装具の品質を保つため、申請者の責任において、保管されているストーマ装具を定期的に交換します。
- 4 保管期間の経過後、事業利用の更新をしていない場合に、ストーマ装具及び収納容器が廃棄されることに同意します。
- 5 保管されているストーマ装具が、天災その他町田市に帰すことのできない事由により損傷し、又は滅失したときは、町田市が、その責任を負わないことに同意します。
- 6 保管期間の経過後も引き続きストーマ装具の保管を希望する場合は、保管期間の満了日までに、町田市ストーマ装具保管事業利用更新申請書（第 3 号様式）により、市長に申請します。
- 7 災害発生時におけるストーマ装具の引渡しは、保管場所において受けます。
- 8 ストーマ装具の引渡しを受けようとする者は、承認通知書、直近の更新通知書及び利用者又はその代理人であることを証明する書類を提示します。
- 9 市外への転出その他の事由により事業の利用を終了するときは、町田市ストーマ装具保管事業利用終了届出書（第 5 号様式）を市長又は保管場所に提出します。
- 10 事業利用終了の届出をした場合は、保管場所で、保管されていたストーマ装具を引き取ります。